

# Tracers 日本国債ウルトラロング(30年平均) 年4回分配型

追加型投信／国内／債券

# ULTRA LONG

# 30

Tracers

●本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。

●ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自分で記録しておくようにしてください。

●本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

●ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

**委託会社** [ファンドの運用の指図を行なう者]

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号  
ホームページ アドレス [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com)  
コールセンター 電話番号 0120-25-1404  
(午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

**受託会社** [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

三井住友信託銀行株式会社



「こんなのが欲しかった」をデザインし、  
ルール通りに運用(トレス)する

### トレイサーズ Tracersとは

Tracers(トレイサーズ)は、「こんなのが欲しかった」というアイデアをファンドの設計に取り入れ、事前に定めたルールに沿って運用(トレス)する、アモーヴァ・アセットマネジメントのファンドシリーズです。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「Tracers 日本国債ウルトラロング(30年平均)年4回分配型」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年11月10日に関東財務局長に提出しています。
- 有価証券届出書の届出の効力が発生するまでに記載内容が訂正される場合があります。効力の発生の有無については、委託会社のホームページで確認いただけます。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))	年4回	日本	ファミリーファンド

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

#### <委託会社の情報>

委 託 会 社 名 アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社  
設 立 年 月 日 1959年12月1日  
資 本 金 173億6,304万円  
運用する投資信託財産の  
合 計 純 資 産 総 額 32兆7,848億円

(2025年8月末現在)

2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント株式会社から  
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

主として、残存期間が27年から33年の日本国債に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざします。

### ファンドの特色

1

#### わが国の超長期国債を主要投資対象とします。

- 主として、残存期間が27年～33年の日本国債に投資を行ないます。

2

#### ポートフォリオの平均残存期間は30年程度とし、 適宜、債券の入れ替えを行ないます。

- ポートフォリオの構築にあたっては、原則として、保有する債券の平均残存期間が29年～31年の範囲内となるように、債券の入れ替えを行ないます。

3

#### 年4回、決算を行ないます。

- 毎年3月、6月、9月および12月の各25日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

※初回決算は2026年3月とします。

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

4

#### 購入時手数料はかかりません。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。



#### 当ファンドのルール

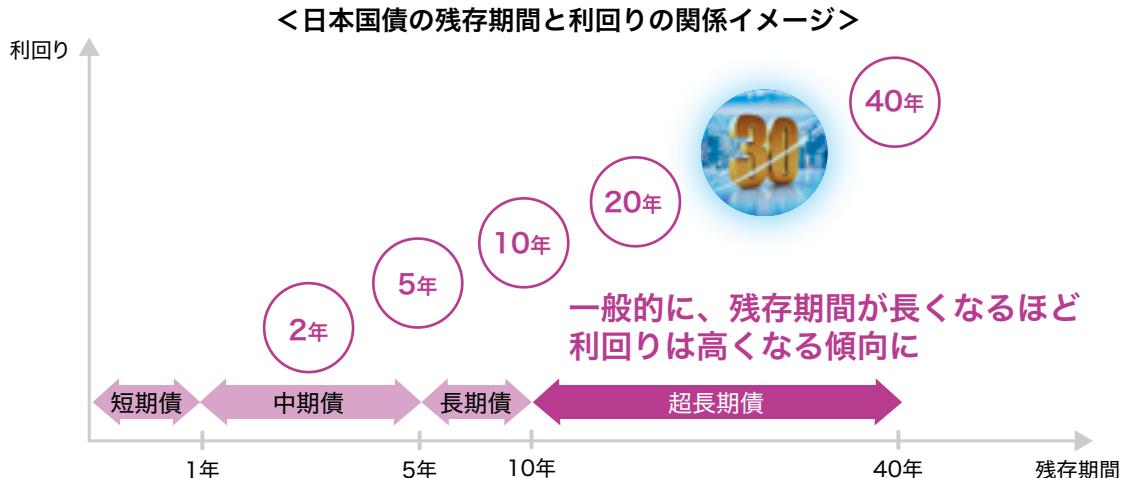
わが国の超長期国債に投資し、  
ポートフォリオの平均残存期間が30年程度  
となるよう、債券の入れ替えを行ないます。

## わが国の超長期国債を主要投資対象とします。

- 超長期国債とは、一般的に償還までの期間(残存期間)が10年超の国債を指します。
- 当ファンドでは、わが国の超長期国債の中でも、主として、残存期間が27年～33年の債券に投資を行ないます。

### 日本国債とは？

日本国によって発行され、利子および元本の支払い(償還)が行なわれる債券です。社債などと比べて発行量・流通量が多く、流動性が高い債券として知られています。また、外貨建債券とは異なり、為替変動リスクがありません。

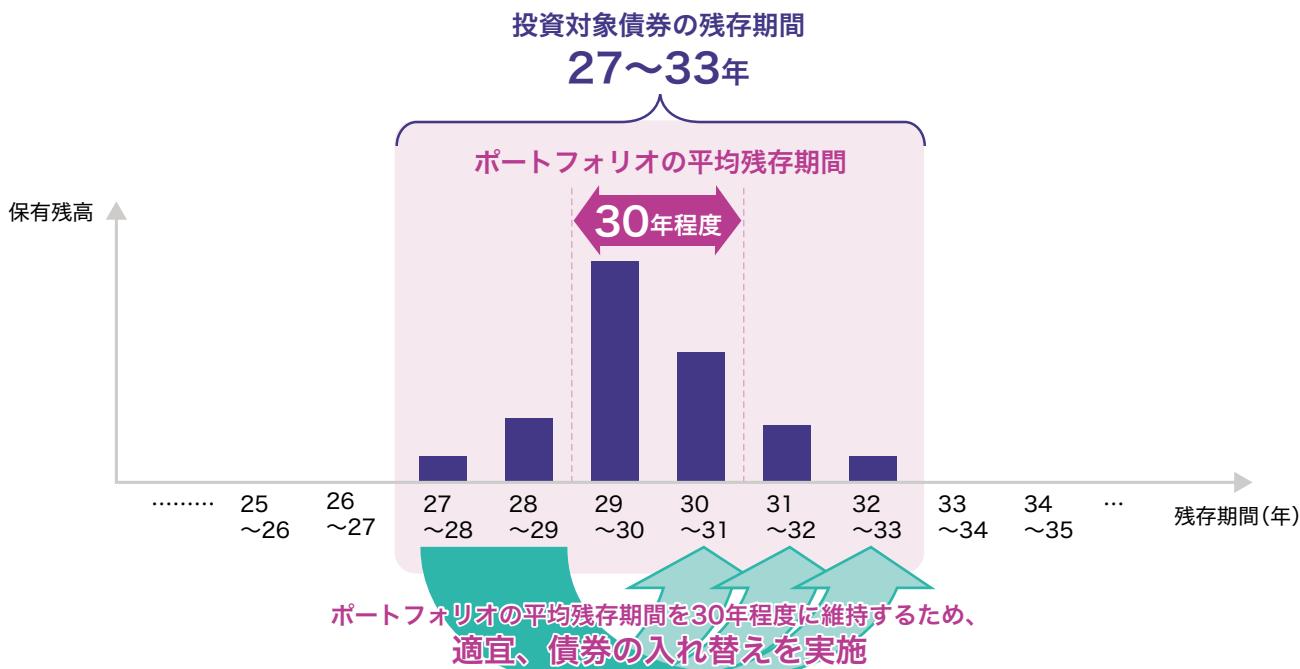


※上記はイメージであり、全てを網羅するものではありません。また、市況動向によっては異なる場合があります。

## ポートフォリオの平均残存期間は30年程度とし、適宜、債券の入れ替えを行ないます。

- ポートフォリオの構築にあたっては、原則として、保有する債券の平均残存期間が29年～31年の範囲内となるように、債券の入れ替えを行ないます。

### ＜当ファンドのポートフォリオのイメージ＞



※上記はイメージであり、当ファンドのポートフォリオの構成比を示すものではありません。

## 当ファンドで期待される投資成果

■ ポートフォリオの平均残存期間を30年程度に維持しながら運用を行なう当ファンドでは、以下のような投資成果が期待されます。

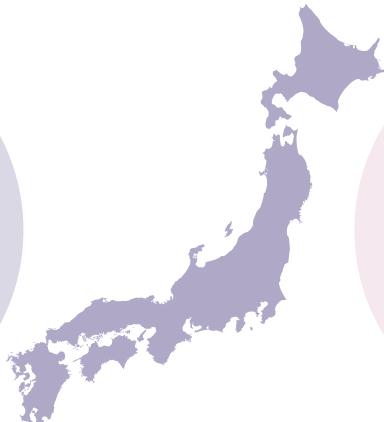
### インカム収益

日本国債の中でも  
相対的に高い金利収入



### 値上がり益

金利低下時の  
より大きな値上がり益、  
ロールダウン効果など



※当ファンドは、投資元金および利回りが保証されているものではありません。残存期間の長い債券は、残存期間の短い債券に比べると、価格変動が大きくなる傾向にあります。

### ご参考

#### 金利変動と債券価格について

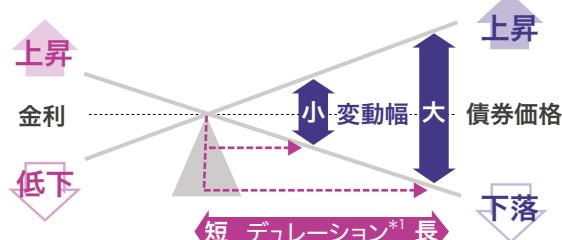
金利が  
上昇  
すると…

債券価格は  
下落  
(利回り上昇)

金利が  
低下  
すると…

債券価格は  
上昇  
(利回り低下)

一般的に、債券の価格は金利変動の影響を受けます。



一般的に、デュレーションが長いほど金利変動の影響を受け、価格変動も大きくなります。

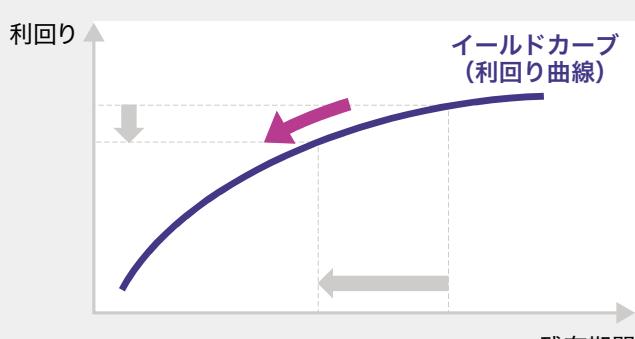
\*1 デュレーションとは、債券投資資金の平均回収期間や債券価格の金利感応度を示す指標です。

#### 債券のロールダウン効果

- イールドカーブ<sup>\*2</sup>の形状が右肩上がり(順イールド)で変わらない場合、保有債券の残存期間が短期化することで、利回りが低下します。この利回り低下がもたらす価格上昇効果をロールダウン効果と言います<sup>\*3</sup>。
- イールドカーブの傾きが急なほど、ロールダウン効果による価格上昇が期待されます。

\*2 イールドカーブとは、横軸に残存期間、縦軸に利回りをとり、残存期間が異なる複数の債券の残存期間と利回りの関係を表した曲線のこと指します。

\*3 イールドカーブが右肩下がり(逆イールド)の場合は、マイナス要因になることが想定されます。

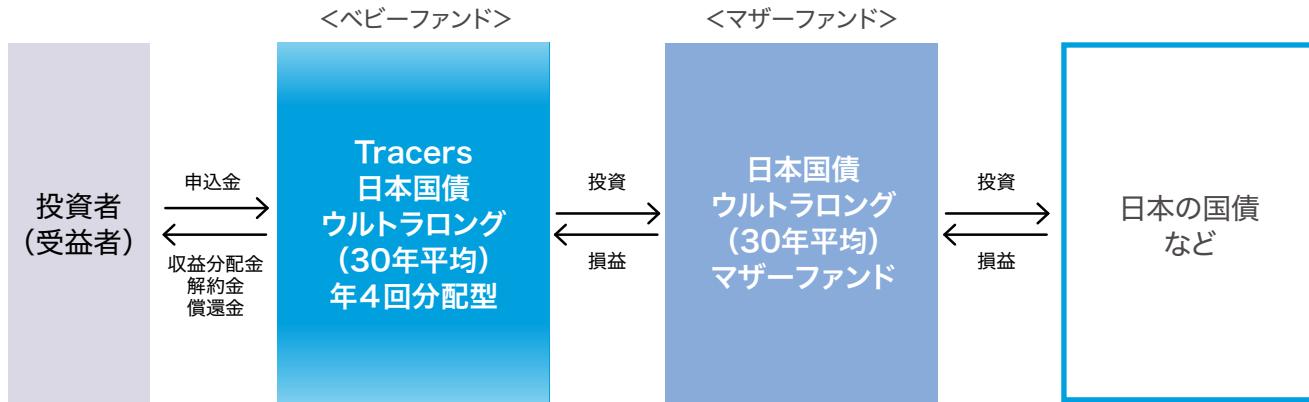


時間の経過とともに残存期間が短くなるにつれ、利回りは低下(債券価格は上昇)傾向に

※上記は一般論であり、図はすべてイメージです。

## ファンドの仕組み

- 当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



- 主な投資制限**
  - ・株式への実質投資割合は、信託財産の総額の10%以下とします。
  - ・外貨建資産への投資は行ないません。
- 分配方針**
  - ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。  
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。

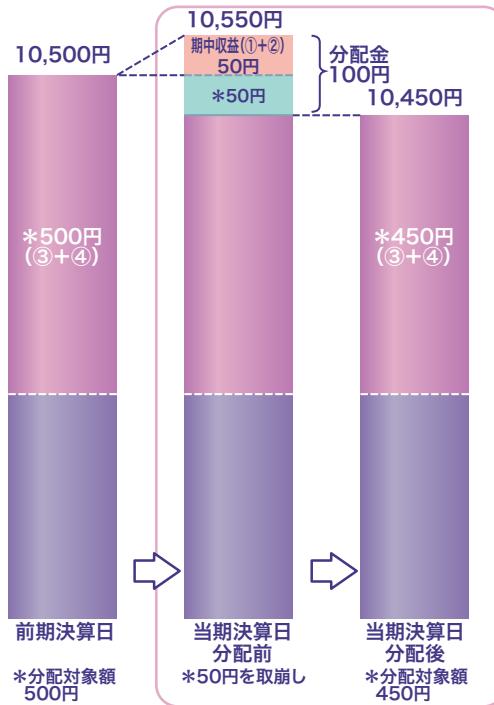
### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



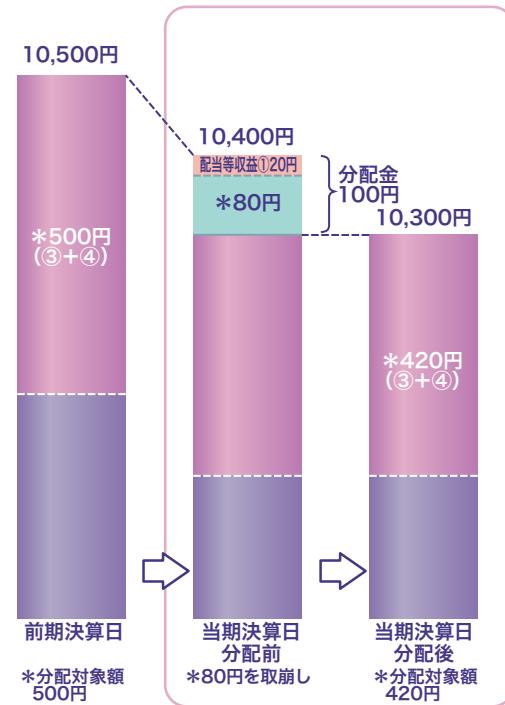
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算から基準価額が下落した場合



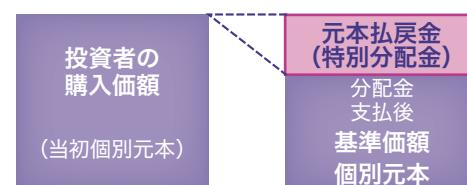
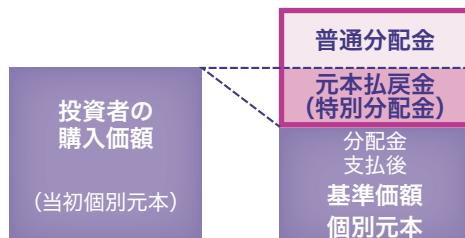
(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および  
④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合

#### 分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



※元本戻し金(特別分配金)は実質的に元本の一部戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。  
また、元本戻し金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

・普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

・元本戻し金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金)元本戻し金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

## 基準価額の変動要因

**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。**

当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

### 価格変動リスク

- ・公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

### 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

### 信用リスク

- ・公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

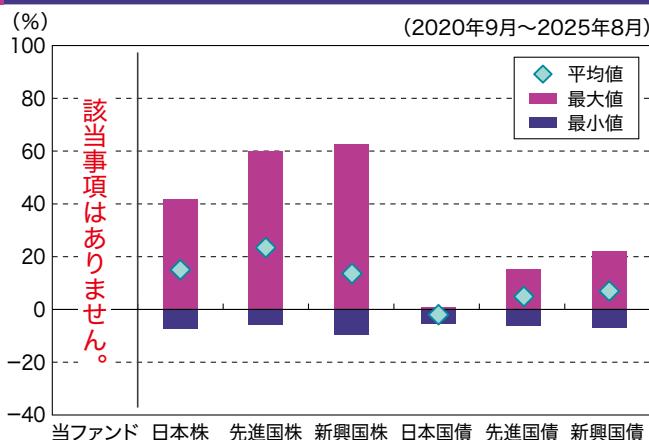
## リスクの管理体制

- 運用状況の評価・分析および運用リスク(流動性リスクを含む)の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2025年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (参考情報)

### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、  
年間最大騰落率および最小騰落率(%) )

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	—	15.3%	22.9%	13.5%	-2.2%	4.8%	7.4%
最大値	—	42.1%	59.8%	62.7%	0.6%	15.3%	21.5%
最小値	—	-7.1%	-5.8%	-9.7%	-5.5%	-6.1%	-7.0%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年9月から2025年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、当ファンドは直近1年間の騰落率がないため、表示しておりません。

### <各資産クラスの指数>

日本株……TOPIX(東証株価指数)配当込み

先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

### 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。



# 運用実績

ファンドの運用は、2025年11月26日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。

## 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

## 分配の推移

該当事項はありません。

## 主要な資産の状況

該当事項はありません。

## 年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。



## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後2時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 ※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2025年11月26日から2026年12月25日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限(2025年11月26日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することができます。 • ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 • 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき • やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年3月、6月、9月、12月の各25日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算は2026年3月25日とします。
収益分配	年4回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	1兆円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページ アドレス <a href="http://www.amova-am.com">www.amova-am.com</a> ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年2回(3月、9月)および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して提供されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 • 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 • 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 • 配当控除の適用はありません。 • 益金不算入制度は適用されません。

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<b>ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.176%(税抜0.16%)以内</b> 運用管理費用は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 1.第1計算期に適用する運用管理費用(年率)は、設定日前営業日におけるわが国の新発30年国債の利回り(日本相互証券株式会社発表の終値ベース)に応じて以下の率とします。 2.第2計算期以降、各計算期に適用する運用管理費用(年率)は、前計算期終了日におけるわが国の新発30年国債の利回り(日本相互証券株式会社発表の終値ベース)に応じて以下の率とします。 <運用管理費用の配分(年率)>																					
	<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">新発30年国債の 利回り</th><th colspan="4">運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率</th></tr><tr><th>合計</th><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr></thead><tbody><tr><td>2.0%未満の場合</td><td>0.0975%</td><td>0.0400%</td><td>0.0400%</td><td>0.0175%</td></tr><tr><td>2.0%以上の場合</td><td>0.1600%</td><td>0.0700%</td><td>0.0700%</td><td>0.0200%</td></tr></tbody></table>				新発30年国債の 利回り	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率				合計	委託会社	販売会社	受託会社	2.0%未満の場合	0.0975%	0.0400%	0.0400%	0.0175%	2.0%以上の場合	0.1600%	0.0700%	0.0700%
新発30年国債の 利回り	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率																					
	合計	委託会社	販売会社	受託会社																		
2.0%未満の場合	0.0975%	0.0400%	0.0400%	0.0175%																		
2.0%以上の場合	0.1600%	0.0700%	0.0700%	0.0200%																		
委託会社 委託した資金の運用の対価																						
販売会社 運用報告書など各種書類の送付、口座内のファンドの管理、購入後の情報提供などの対価																						
受託会社 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価																						
※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。																						
その他の 費用・手数料	諸費用 (目論見書の 作成費用など)	<b>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.03%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額</b> ①目論見書などの作成および交付に係る費用、②運用報告書の作成および交付に係る費用、 ③計理およびこれに付随する業務に係る費用(①～③の業務を委託する場合の委託費用を含みます。)、④監査費用、⑤運用において利用する指数の標章使用料などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。																				
	売買委託 手数料など	組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。 また、有価証券の貸付は現在行なっておりませんので、それに関連する報酬はかかりません。																				

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

### 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2025年11月10日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



